東北学院大学大学院博士後期課程退学者の課程博士申請に伴う再入学に関する規程

平成10年4月1日制定第2号

改正　平成31年 1 月30日改正第9号
令和 5 年 6 月 7 日改正第157号
令和 6 年12月11日改正第149号

（目的）

第1条　この規程は、東北学院大学大学院学則第32条第2項の規定に基づき、博士後期課程（以下「後期課程」という。）を退学した者の課程博士の申請に伴う再入学の取扱いに関し必要な事項を定める。

（資格）

第2条　再入学できる者は、後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けた者で、退学後3年以内に課程博士の学位を申請し、受理が認められた者とする。

（再入学の時期）

第3条　再入学の時期は、学年の始めとする。

（再入学者の在学期間）

第4条　再入学者の在学期間は、別表に定めるとおりとし、再入学前と再入学後を合わせ、後期課程在学を通算して6年を超えることができない。

（手続期間）

第5条　再入学の手続期間は、4月1日から6月30日までとする。

（在学料）

第6条　この規程による再入学者は、在学料（在籍料）として、東北学院大学学位規程第7条第1項に規定する学位審査料の半額を納入しなければならない。

（審査期間）

第7条　第5条に定める再入学の手続期間において手続した場合、論文審査は、手続をした年度内に終えなければならない。

（事務）

第8条　この規程に関する事務は、学務部大学院課において処理する。

（改廃）

第9条　この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附　則

この規程は、平成10（1998）年4月1日から施行する。

附　則（平成31年1月30日改正第9号）

この規程は、2019（平成31）年1月30日から施行する。

附　則（令和5年6月7日改正第157号）

この規程は、2023年6月7日から施行し、2023年4月1日から適用する。

附　則（令和6年12月11日改正第149号）

この規程は、2024年12月11日から施行し、2024年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

博士後期課程退学までの在学年数	退学から再入学するまでの年数	再入学後在学できる年数
3年	3年以内	3年
4年		2年
5年		1年